

令和2年5月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和2年5月14日（木）午前10時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者 教育長 大場 健 哉  
教育長職務代理者 高橋 明 子  
二番委員 荒 明 美恵子  
三番委員 大森 佳 彦  
四番委員 遠 藤 一 幸
- 4 出席職員 教育部長 江 花 一 治  
教育総務課長 大 瀧 浩 信  
学校教育課長 武 藤 幸 意  
生涯学習課長 植 村 泰 徳  
文化課長 松 崎 裕 美  
中央公民館長 栗 城 由 紀  
学校教育課主幹 小荒井 浩  
教育総務課長補佐 安 藤 茂  
学校教育課長補佐 油 井 弘 美  
生涯学習課長補佐 高 橋 淳  
文化課長補佐 鈴 木 美智子  
文化課長補佐 山 中 雄 志  
中央公民館長補佐 塚 原 優 郁
- 5 閉 会 午前11時45分

教育長 改めておはようございます。全員おそろいですので、これより令和2年の5月教育委員会定例会のほうを始めてまいりたいと思います。

開会時刻であります、午前10時3分ということでお願いいたします。

続いて、会期の決定でございますが、会期につきましては本日1日としたいと思いますが、ご異議ございますか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、会期については本日1日といたします。

続いて、3番の書記の指名ですが、書記につきましては、教育総務課の課長補佐、安藤 茂のほうにお願いしたいと思います。ご異議ございますか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、書記については教育総務課の課長補佐安藤さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続いて、4番に移ります。会議録の承認ということで、お手元のほうに2種類、3月の教育委員会定例会と臨時会のほうの会議録が届いていると思いますが、この内容等について何かございましたらお願いいたします。

高橋委員 それでは、まず3月13日の定例会の議事録の8ページですが、真ん中より少し下の生涯学習課長の発言の最初の「今回、放課後児童クラブの事業につきましては」というご説明があったのですが、これは放課後子ども教室のことではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

それと、続けてよろしいですか。（「はい、続けて」の声あり）

それでは、次が、同じ定例会の35ページの下から7行目からの教育長さんと学校教育課長さんの「子供たちの現状はわかる。子供たち、済みません」の次、教育長さんの「違う」というところが、ちょっとここ、意味が通らないような気がするのですが、こういったことだったのでしょうか。ということがあります。このとおりだったらそのとおりに書くということで、それでよろしいのであればいいのですけれども。

それと、もう1件は、3月30日の臨時会の、ちょっと細かいことで申し訳ないのですが、28ページの一番下の私、高橋の発言の中の一番最後の行の「不安な面がたくさんがあると思うのです

が」というところがちょっとおかしいので、その「が」を除いて  
いただきたいということで、以上3点です。

以上です。

教育長  
高橋委員

ごめんなさい、最後、28ページ。

臨時会の28ページの一番下の高橋の発言の中の、その発言の中  
の1行目、「やはり不安な面がたくさんが」、「が」というのが  
最後の、行の最後に入っているのを取ってくださいという。ちょ  
っと細かくて申し訳ないですが、以上です。

教育長

今3点ほどありました。まず、第1点目の定例会のほうですが、  
3月13日のほうです。8ページの生涯学習課長の答弁の中の1行  
目ですね。「放課後児童クラブの事業につきましては云々」と、  
こうあるのですが、ここについては「子ども教室」ではないのか  
と。

教育総務課長

その下になお書きのほうで、「放課後子ども教室」と言ってお  
りますので、間違いなく、すみません、「児童クラブ」ではなく  
て「子ども教室」に訂正させていただきたいと思います。

教育長

では、ここは「子ども教室」に訂正ということになります。

続いて、2点目ですが、同じく3月定例会のほうの35ページ、  
下の学校教育課長の答弁を受けて私のほうで「子供の現状はわか  
る」という次の学校教育課長、「子供たち、済みません」、教育長、  
「違う、いわゆるいじめがもうなくなっている云々」と、この辺  
の流れですね。

教育総務課長

多分発言はこういうふうには発言しているのだと思いますけれ  
ども、流れ的に、何ていいますか、ちょっと変な部分がございます  
ので、こちらで改めて検討させていただきまして、うまく流れ  
るようなつくりで教育長と、これは前学校教育課長ですけれど  
も、調整して訂正したいと考えております。よろしくお願いた  
します。

教育長

ここは若干訂正ありということでお願いします。

続いて、3点目ですが、今度は別冊になりますけれども、臨時  
会のほうの28ページ、一番最後のところで高橋委員からの発言が  
ありますが、その1行目、「やはり不安な面がたくさんがある」  
と、その「が」が、消すということによろしいですか。

教育総務課長

こちらについては今高橋委員がおっしゃったように、「が」を  
削除させていただきたいと思います。

教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長                                   では、今3か所ほど訂正等ありますが、この3月定例会と、あと臨時会のほうの会議録については承認するということによろしいでしょうか。

  <異議なしの声あり>

教育長                                   では、異議なしということですので、3月定例会及び臨時会の会議録、3か所修正した上で承認するということになります。ありがとうございました。

  続いて、5番のほうの報告事項に移ります。

  初めに、行事等の報告についてですが、ここは事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長                           それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

  前回4月の定例会開催日の4月9日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり3件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただきました皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

  以上でございます。

教育長                                   ただいま事務局より行事等についての説明ありました。このことについて、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

  <なしの声あり>

教育長                                   あと、なお補足で、4月16日に三支会のほうの定例会があったわけなのですが、今年度、中学校の教科書の採択の年になっておりますので、そのことについても話がありました。小学校では新しい教科書を今年度から使用しているわけなのですが、中学校では今年度、新しい教科書を採択するという、そういう年になっております。

  続いて、(2)番のほうに行きます。教育長の報告ということで、報告第3号令和元年度喜多方市公民館事業実施報告についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

中央公民館長                           それでは、私からは、令和元年度喜多方市公民館事業実施報告についてご説明申し上げますので、2ページをお開きいただきたいと思います。

  報告第3号令和元年度喜多方市公民館事業実施報告について。

  喜多方市公民館組織運営に関する規則第8条の規定に基づき、令和元年度公民館事業実施状況について下記のとおり報告を受けたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関

する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

1、報告内容につきましては、別冊としてお渡ししてございますが、令和元年度喜多方市公民館事業実施報告書。

2、報告年月日につきましては、令和2年4月30日となっております。

報告書の概要を申し上げますので、報告書のほうをご覧くださいと思います。

公民館事業につきましては、喜多方市教育振興基本計画、生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進に基づき、また各公民館で基本方針・努力目標を定め計画した事業を実施してまいりました。

事業報告では、基本方針等に対する達成状況及び改善や充実させた事業、新規事業についての実施状況を報告しております。また、実施した学級・講座・教室等の回数、参加人数を取りまとめて報告しております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、この内容につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

高橋委員

高橋です。

事業報告なので、ここに書いていかどうかちょっと分からないのですが、各公民館で抱えている課題について、どういうことが課題になっているのかなというのをとても知りたいと思っているので、この事業報告書に書くというのが、もしおかしい、おかしいでしょうか、もし大丈夫だったら、こちらに各公民館で抱える課題について取り入れてもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

中央公民館長

報告書というのではなくて、事業計画書の中に、事業計画書につきましては、2月に事業計画を立てるのですけれども、その際に課題等につきましては、ある程度公民館である場合は、書いてきた経過がありますので、そちらのほうに書いてまいりましたので、今まで報告書につきましては書いてきてはございませんでした。公民館長さん方と協議しながら、そのことについてどうなのかということにつきまして、今後、館長協議会等の中で話し合っていきたいと思います。一応計画の中にはある程度記載しております。

以上です。

- 教育長 計画のほうには記しながらということでもあります。よろしいですか。
- 高橋委員 高橋です。  
21世紀シアターとの兼ね合いについての質問なのですが、45ページや54ページなど、駒形公民館と姥堂公民館、それから塩川公民館では、21世紀シアターをそちらの公民館で演劇を開催するというのが公民館事業に入っているのですが、21世紀シアターのその演劇を地域によぶときは、確かその実行委員会に参加をして、その活動を一緒にしながらいろいろな準備を一緒にしていくという形だったと思うのですが、その辺はこの公民館の方たちがそういうことをやっているということなののでしょうか。
- 中央公民館長 塩川地区もそうなのですが、あと熊倉もそうなのですが、館長及び指導員の方が実行委員会の委員になりまして、実際活動してやっております。
- 教育長 よろしいですか。
- 高橋委員 よく分かりました。ほかのその公民館事業にあげない、公民館としてやらなくても地域でやっている、実行委員に入ってやっている方が、その地域によぶということもある。あるけれども、それは別のやり方があって問題はないと思うのだけれども、実行委員もなかなか大変なので、もし公民館でそういった形で積極的に取り組めるのだったらいいなと思ったので、もう少しあちこちで、もしこの差し支えのない範囲でできる方法というのがあるならいいなと思いました。  
公民館の館長さんや指導員の方がこれをやるために実行委員会に入るというのもまたちょっと、それはちょっと違ってくるかなと思いますので、個人的に先に入っていてやるというのは別に構いませんけれども、進め方が難しいとは思いますが、21世紀シアターのほうでもっと開催場所が欲しいという考えがあり、地域のほうでよびたいけれどもという気持ちがあるなら、そこをうまく上でコーディネートしてあげられるということができたらいいなと感じたのですが、いかがでしょうか。
- 中央公民館長 基本的に旧喜多方市以外の部分は、結構各種団体の方に今までお願いしていたのですが、その方たちがなかなかできない状況になってきて、今はどちらかといえば、今回も高郷でやれなくなったので、高郷の公民館長さんたちにできませんかというふうにお願いはしていたりもしているのですが、実行委員会に交ざって毎回毎回会議に出て練っていくという形ではなくて、

こちらのほうの事務局のほうがそちらに出向いて、こういう状況でこの地区はこうしていただけますかとかというふうに、ある程度負担がないように今実際に進めていて、当日の開催のときだけちょっとお手伝いをお願いしますとかという、そういう状況で負担にならないような状況で、かついろんところでやれるような形で今進めてはおりますので、よろしく願いいたします。

教育長

よろしいですか。中央公民館のほうでもいろいろな部分で調整しているということで、ほかにございますでしょうか。

遠藤委員

すみません、これに関連した話ではなくなってしまうのですが、意見ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

今、高齢福祉課のほうでやっている太極拳なのですけれども、35ページあたりを見ると、豊川ですか、太極拳教室なんていうことでやっています。これは介護の予防なんていうことで、そちらのほうでやっていると思うのですけれども、最近、幅広い年齢層の参加の方とかいらっしゃいますので、今後、何ていうのですか、教育委員会でも連携した取組というのが必要になってくるんじゃないかなと思ひまして、一応意見として申し上げます。

教育長

この辺の取組は生涯学習課とも関わってくるので。

生涯学習課長

ご意見として承りますが、太極拳につきましても、今現在、喜多方市で高齢者の運動不足の解消をするためというようなことの内容も含めて行われておりますけれども、柔道であったり空手であったりというような、そういう武道の1つというふうな考え方もございまして、生涯学習のスポーツ、スポーツの中でもどのような形で実施できるのかということにつきましては、今後検討をしていきたいというふうに考えているところであります。

教育長

ご意見ありがとうございます。なお、太極拳だけではないのですけれども、やはり裾野を広げるという部分で我々も努力していかなければいけない部分もたくさんありますので、それぞれの課で裾野を広げるためのいろんな工夫はしているわけなのですが、そんなこともご理解していただきながら、よろしく願ひたいと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、報告の第3号であります、公民館事業の実施報告についてはこの程度としたいと思います。

続きまして、6番の承認事項に入りますが、ここの内容に入ります前に、事務局より加除訂正がありましたら願ひいたします。

す。

教育総務課長

こちらにつきましては、加除訂正はございませんので、よろしくお願いたします。

教育長

分かりました。

では、承認第1号令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）についてを上げたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、私のほうから、承認第1号令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）の承認について説明させていただきたいと思いますので、3ページをお開きください。

令和2年4月市議会臨時議会に提案した令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）につきまして、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理して処理しましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき報告し承認を求めます。

内容については、学校教育課の補正予算ということになりますので、4ページをお開きください。

今回、歳出ということで補正として計上いたしましたのが、学校保健管理経費として消耗品費356万2,000円の計上のうち、市内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策経費として、小学校1年生から3年生に向けての使い捨てマスクとして45万9,800円、小学校4年生から中学3年生までの使い捨てマスクの計上として52万8,000円、消毒用アルコールとして257万4,000円、計356万1,000円の計上として、補正として提出させていただいているということでご報告させていただくものであります。

なお、マスクにつきましては、家庭で準備していただいているという現状もあります。また、市からの各家庭への配布ということもありますが、今回のこの計上のマスクについては、学校内で破れた場合などに使用することを想定して、予備として学校に常備しておきたいということで、購入ということで計上したものであります。

また、アルコールのハンドジェルにつきましては、1人1回2mlを1日1回使用することを想定して、半年分ということで計算をして出た金額について計上したものでございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。今説明がありましたが、この内容等につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問あったらお願い



いたします。お聞きのとおりコロナ対策という部分であります。  
よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長                   では、特に異議がないということですので、承認第1号  
については、このとおり承認することといたします。

                          続いて、7番の審議事項に移りたいと思います。内容に入ります  
前に事務局より加除訂正等ありましたら、よろしく願いいた  
します。

教育総務課長           こちらにつきましては、1点訂正をお願いしたいと思いま  
すので、よろしく願いいたします。

                          議案第3号の部分ですが、令和2年度喜多方市一般会計補正予  
算（第3号）、次第書きは第3号で、これが正解でございまして、  
5ページをお開き願います。

                          こちらはすみません、括弧の中、第2号となっておりますので、  
表題と、あと1行目のそれぞれ「(第2号)」を「(第3号)」に訂  
正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

教育長                   今の点、訂正がありました。大丈夫でしょうか。

                          それでは、審議事項のほうに移りたいと思います。

                          議案第3号令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第3号）に  
ついてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長           それでは、議案第3号について説明させていただきますので、  
5ページをお開き願います。

                          令和2年6月市議会定例会に提案する令和2年度喜多方市一  
般会計補正予算（第3号）におきまして、教育部に關係する予算  
として別紙のとおり計上したいとするものでございます。

                          予算の内容等につきましては、各所管課から説明させていただきます。

                          まず、教育総務課から説明させていただきますので、次ページ、  
6ページをお開き願います。

                          まず、歳入でございますが、教育費の2万円の補正は、教育振  
興のため1件の寄附がございましたので、計上するものでござい  
ます。

                          次に、歳出でございますが、積立金2万円の補正につきましては、  
今ほどの歳入がございましたので、その寄附金を教育振興基金  
に積み立てるための計上でございます。

                          教育総務課分につきましては、以上でございます。

学校教育課長           続いて、学校教育課分になりますので、7ページをお開きくだ

さい。

歳入分としてご説明をまず申し上げます。

上段の部分、教育費国庫補助金として、学校臨時休業対策費補助金105万7,000円を計上しております。これは令和元年度3月に臨時休業ということで、3月4日から23日まで小中学校の臨時休業を行ったわけなのですが、その際に学校給食も停止するという措置をさせていただいております。その学校給食の停止に対しまして、国庫補助事業として学校臨時休業対策費補助金という国の補助事業が元年度の予備費として3月13日に施行されております。

そこにおきましては、学校給食において米飯やパンなどを加工する業者に支払う損失及び飲用牛乳、調理用牛乳のキャンセルに伴う補填補償ということで、学校設置者が負担するというふうに決定され要請されていることになっております。

その総額につきましては、歳出の部分のところは総額ということになりますが、同ページの一番下の部分、今申し上げた2つの損失補償ということで141万1,000円が全経費としてみなす分というふうに計算をさせていただきまして、その補助率が国のほうで4分の3を持つということになっておりますので、歳入として105万7,000円を計上しているものでございます。

続きまして、下段の部分、教育委託費としてスクールソーシャルワーカー派遣事業委託金として4万1,000円を計上しております。スクールソーシャルワーカーについては、平成30年度から県からの委託で、県の予算を使いまして喜多方市に配置する方がお1人、市独自の予算としてお1人ということで、喜多方市内にはお2人のスクールソーシャルワーカーに今現在、活躍いただいているところであります。

そのうちのお1人、県からの委託分に関しまして、今年度、令和2年度から県のほうから令和2年度のこれまでの、令和2年度からですが、会計年度任用職員ということで、今までの委託事業よりも待遇改善を一環として進めてほしいという県からの連絡がありました。それで、待遇改善としてこれまで費用弁償等を報償費の中に込みで計上していたわけなのですが、費用弁償分を新たに支給するということの検討をするようにというような県からの指示があったということになりまして、県分の費用弁償分4万1,000円を計上しているものでございます。

それに2つの歳入、国から、県からの委託金・補助金等が入っ

てくる状況から、歳出といたしましては、記載順序が逆になっておりますが、歳出として費用弁償分として、県から来る予算の分の4万1,000円分、また市として雇用いたしますソーシャルワーカー分も同様ということで、こちらは市単独の予算になりますが、8万5,000円程度になりますので、合わせて12万7,000円の計上を費用弁償として上げたものであります。

また、下段の部分、学校給食の加工品に関する損失補償の分に関しまして、先ほど申し上げました米飯やパン、牛乳を製造する際の補償額合計の141万1,000円を計上しているものでございます。

学校教育課は以上でございます。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課分をご説明申し上げます。8ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、歳入でありますけれども、総合体育施設整備基金繰入金70万3,000円ではありますが、これにつきましては、下段の歳出の部分と関係いたしますけれども、歳出の野球場管理経費の工事請負費70万3,000円、熱塩加納運動場・野球場給水管布設替え工事に対します財源を、この繰入金を財源として充当するために歳入として計上をしたものであります。

歳出につきましては、この今ほど申し上げました工事請負費でありますけれども、熱塩加納の野球場につきまして給水管が老朽化をして漏水などがございましたので、この部分について布設替え工事を実施するための経費を計上したものであります。

続きまして、その下であります。体育館管理経費の費用弁償7万2,000円の計上でありますけれども、高郷体育館の管理人に係る通勤手当に不足が見込まれることとなったため、7万2,000円を増額したいとするものであります。

以上です。

文化課長

文化課所管分をご説明いたしますので、9ページをご覧ください。

まずは歳入ですが、教育費国庫補助金41万5,000円を増額計上は文化芸術振興費補助金で、文化財保存活用地域計画の策定に係る補助でございます。当初予算では見込額を計上しておりましたが、採択通知によりまして額が示されましたので、増額をするものでございます。

次に、教育費委託金84万3,000円の減額計上ですが、駒形地区文化財調査事業費委託金で、後ほど歳出でご説明いたしますが、

駒形第三地区の埋蔵文化財発掘調査に係る経費の減額に伴う県の委託金の減額計上でございます。

次に、歳出ですが、文化財保護経費156万9,000円の増額計上は、補助金2件分でございます。まず、1件目が、蔵等国登録有形文化財保存支援事業補助金143万7,000円の計上で、これにつきましては、国の登録有形文化財に指定されている若喜商店の3棟の蔵について、消防法に基づく消防設備の修繕に係る費用の補助でございます。市の規定に基づいてかかる費用の2分の1を補助するものでございます。

2件目が、県の指定文化財保存事業補助金13万2,000円の計上で、上三宮三島神社の太々神楽の映像記録作成に係る補助でございます。今年3月に国の補助が採択になりまして、経費の80%が国から補助されることになっております。補助を受ける保存会が負担する経費について、その2分の1を市の規定に基づいて補助するものでございます。

次に、埋蔵文化財発掘調査受託経費93万円の減額計上につきましては、社会保険料133万6,000円の増額計上につきましては、当初は短時間の雇用で発掘調査を実施する予定でございましたが、新型コロナ等の影響もありまして、計画どおりに進まないことも想定する必要がありまして、なるべく短い期間で発掘調査を終了できるように雇用形態を変更したために、社会保険料が必要になったことからの増額でございます。

次に、委託料226万6,000円の減額は、県から示されました調査面積が当初より減少したことによりまして、空中写真撮影及び航空測量業務委託料が減額したことからの減額計上でございます。これに伴いまして、先ほど説明いたしました歳入の県の委託料も減額となっております。

説明は以上です。

中央公民館長

それでは、私から中央公民館所管分をご説明申し上げますので、次ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

中央公民館分は歳出のみとなっております。社会教育推進経費34万円の減額補正でございますが、これは新型コロナウイルス感染症対策として、4月に開催を予定しておりました「蔵のまち喜多方桜ウオーク」中止に伴う補正でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、事務局より説明がありましたが、この内容につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

荒明委員

荒明です。

細かいことなのですけれども、ちょっと教えていただきたいことがあります。7ページのスクールソーシャルワーカーの費用弁償に関わる委託金のところで、@37×5km×10日×12月という、この辺の説明をちょっとしてください。

学校教育課長

先ほどの説明不足、大変申し訳ございませんでした。

スクールソーシャルワーカーの費用弁償の積算基礎でございますが、県からの委託によるスクールソーシャルワーカーをお願いしている方、それから市独自でお願いしている方、お2人いらっしゃるわけなのですが、それぞれの居住地が、喜多方市内、第一小学校学区の方がお1人、それから熱塩加納地区の方がお1人ということで、まず住所が違うということになります。

通常の勤務地ですが、第一中学校を毎週勤務ということで行っているという部分がございます。さらには、スクールソーシャルワーカーという業務として、お子さんの問題行動などに対する保護者の方へのケアということで、その保護者の方のご自宅に出向いたりとか、学校に来ていただいたりとか、そのケースによって対応の仕方は様々なのですが、その部分についての費用弁償も見込まなければいけないというふうに考えておまして、37×5km×10日×12か月ということに関しましては、km37円ということで考えて、ご自宅から10日間通っていただくところの計算の式になっております。

また、その下の段は、どこにどういうオーダーがあって、どこに行かなくちゃいけないというところがちょっと不明な部分もありますが、37×10km×12か月ということで積算をしたところでもあります。すみません、km37円×、これは真ん中のところは福島への研修会というところで、年2回計画されております。これに参加の費用弁償と、プラス1,300円日当ということで計算をしたところがございます。大変申し訳ございませんでした。

同様な計算になるわけなのですが、市雇用の方の下段につきましては、熱塩加納地区からの積算ということで、37×15kmということで計算をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。改めて、この案件につきましてご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認めますので、議案第3号令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第3号）につきましては、お手元の資料のとおり承認されましたので、可決することといたします。

続いて、議案第4号に移ります。喜多方市少年センター補導員の委嘱について、事務局より説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、議案第4号についてご説明を申し上げます。11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号喜多方市少年センター補導員の委嘱についてであります。これにつきましては、令和3年3月31日を任期といたします少年センター補導員について、異動により欠員が生じたことから、残任期間について喜多方市少年センター条例施行規則第2条の規定に基づき、喜多方市少年センター補導員を下記のとおり委嘱したいとするものでございます。

候補者につきましては、次ページをご覧くださいと思います。候補者は全体で13名でございます。所属、氏名、性別、年齢、備考につきましては、記載のとおりでございます。

11ページに戻っていただきまして、委嘱日につきましては、令和2年6月1日、任期につきましては委嘱の日から令和3年3月31日までとしたいとするものでございます。

以上です。

教育長

では、今、議案第4号について説明がありましたが、この内容等につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしと認めますので、議案第4号については原案のとおり可決することといたします。

続きまして、議案第5号に移ります。喜多方市文化財保護審議会委員の委嘱についてを上げます。事務局より説明をお願いします。

文化課長

13ページをご覧ください。議案第5号喜多方市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。

委員の任期満了に伴いまして、喜多方市文化財保護条例の規定に基づきまして委員を委嘱するものでございます。

委員の候補者11名につきましては、13ページ、14ページに記載のとおりでございます。

任期につきましては、14ページをご覧くださいと思いま

す。令和2年5月15日から令和4年5月14日まででございます。  
説明は以上です。

教育長 ただいま説明がありましたが、この内容につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 それでは、異議なしということですので、議案第5号は原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第6号に移ります。喜多方市郷土民俗館等運営委員会委員の委嘱についてを上げます。事務局より説明をお願いします。

文化課長 15ページをご覧ください。議案第6号喜多方市郷土民俗館等運営委員会委員の委嘱についてでございます。

委員の任期満了に伴いまして、喜多方市郷土民俗館等条例に基づいて委員を委嘱するものでございます。

委員の候補者9名につきましては記載のとおりでございます。任期につきましては、令和2年5月15日から令和4年5月14日までとなっております。

以上です。

教育長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、議案第6号につきましては、原案のとおり可決することといたします。

続きまして、議案第7号に移ります。喜多方市美術品収集委員会委員の委嘱についてを上げます。事務局より説明をお願いします。

文化課長 16ページをご覧ください。議案第7号喜多方市美術品収集委員会委員の委嘱についてでございます。

委員の任期満了に伴いまして、喜多方市美術館条例に基づいて委員を委嘱するものでございます。

委員の候補者3名につきましては、記載のとおりでございます。

任期につきましては、令和2年5月15日から令和4年5月14日までとなっております。

以上です。

教育長 ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問あったらお願い

いたします。特に異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、議案第7号につきましては、原案のとおり可決することといたします。

続いて、別紙になりますが、議案第8号に移ります。喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱についてを申し上げます。事務局より説明をお願いします。

文化課長

本日お配りいたしました17ページと振ってあります資料をご覧いただきたいと思います。資料を事前配付できませんで、大変申し訳ありませんでした。

議案第8号喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱について、ご説明いたします。これは委員の退任によりまして、その在任期間について新たに委員を委嘱するものでございます。

解嘱する委員及び委嘱する委員、任期につきましては、記載のとおりでございます。いずれも行政区長の交代によるものでございます。

説明は以上です。

教育長

ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議がないということですので、議案第8号については、原案のとおり可決することといたします。

以上で、審議事項のほうは終わりたいと思います。

続いて、8番のその他に移ります。

最初に、教育長及び各委員からということですが。

高橋委員

高橋です。

ただいまいろいろな委員会の委員の方の委嘱についてというのをずっと見せていただいていたのですが、その住所の表記についてちょっとご質問なのですけれども、先程の資料の例えば13ページなど、全ての委員の方たちのご住所が所番地まで全て出ているのですが、もし差し支えがなければ、番地までは要らないのではないかな。例えば山都町の方でしたら山都町広野ぐらいまでにするとか、それで駄目だったら仕方がないのですが、この所番地まで入っていると、こちらも取扱いにすごく気を遣いまして、そこまで私自身はその情報を必要ないと思っているので、どうでしょうか。



教育長 これについてはどうですか。全体的なこともあるので。

教育総務課長 今、高橋委員からご意見いただきました。今回ちょっと検討させていただきまして、表記のほうを統一させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 では、ちょっと今後検討しながらということによろしいですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。  
<なしの声あり>

教育長 では、(2)のほうに移ります。事務局からということで、令和2年度喜多方市教育委員会の会議等で提案等を予定する案件についてということですが、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 では、事前に配付させていただきましたA4版のこちらのほうをご覧いただきたいと思います。一応6月以降の定例会に予定しております、現在で分かっている部分ではございますけれども、表記させていただきました。委員の皆様にもどういった案件があるのかなというのを分かっていたきたいと思いますと思いき、こういったものを作ってございます。

なお、あくまでも現時点での提案予定でございますので、この後、追加になったりすることもございますので、その辺につきましてはご了承いただきたいと思います。

見ていただいて分かるように、9月以降、結構案件が多くなっておりますので、時間等もちょっとかかるような部分も出てくるかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

こちらにつきましてはご覧いただきまして、説明のほうは省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長 今後の予定案件というか、そういう中身であります、ここについてはよろしいですか。ただ、先ほど教育総務課長からあったように、内容については若干の変更、追加、削除等もあるということですので、よろしくお願いいたします。

ほかに事務局からありませんか。

教育総務課長 では、喜多方市の新型コロナウイルス感染症対策に関する関係につきましてご説明させていただきたいと思っております。1回事前に配付させていただいたのですが、まず本日、お手元のほうに机の上に配付させていただきましてものをご覧いただきたいと思います。こちらが一番最新のものとございます。変更があったとこ

ろだけちょっと説明させていただきます。

3番目の教育関係でございますけれども、事前配付させていただきました部分では、一応5月いっぱい、5月31日まで臨時休業というようなことで配付させていただいたのですけれども、昨日、変更になりましたので、説明させていただきます。

(1)番としまして、市内全小中学校において、令和2年5月7日より5月31日まで実施予定だった臨時休業の延長を繰り上げ、令和2年5月18日、来週の月曜日から教育活動を再開するものでございます。ただし、18日、19日は授業時間を短縮し、20日より通常授業、給食を再開したいとするものでございます。なお、部活動につきましては、当面の間行わないことといたします。

なお、こちらにつきましては、もう1枚、A4 1枚で写しということで、教育長から各小中学校長のほうに文書を送付したものがございますので、こちらにつきましては後ほど、学校教育課長のほうから説明させていただきたいと思っております。

教育関係に関するものにつきましては、次ページの5番目でございます。5番目につきましては、教育関係も含めまして、市有施設につきましてはの記載でございます。行政機能を有する本庁や各総合支所、子育て施設のこども園・放課後児童クラブ等の一部の施設を除き、原則として市有施設を休館・利用休止とする。休館・利用を休止する期間は、令和2年5月31日までとするが、期間内に国の緊急事態宣言の解除等があった場合には、解除後1週間以内を目安として再開するというところで、明日、国のほうの緊急事態宣言のほうの解除等がある可能性が高まっておりますので、こちらにつきましても明日以降、ちょっと調整させていただく予定でございます。

なお、現在、こちらに該当する施設といたしましては、当然、喜多方プラザや厚生会館等、あと各公民館など数多くございますけれども、こちらにつきましては、明日以降検討させていただくというような内容でございます。

6番の都市公園の遊具につきましても、令和2年4月30日から当分の間、使用禁止とさせていただいてございます。

変更があった点につきましては、以上でございます。

学校教育課長のほうから文書につきまして説明させていただきます。

学校教育課長

それでは、お手元の写しとついている市内小中学校の学校再開についてという通知文書をご覧になっていただきたいと思います。

す。こちらについては一昨日、小中学校のに配付した通知文書でございますが、学校再開ということで留意事項についてまとめたものであります。

今般、緊急事態措置ということで、国のほうから全国的に小中学校の休業要請というのがございまして、本市においては令和2年度については4月23日から5月連休終わり、5月6日までということで一旦休業措置としたわけなのですが、県の教育委員会からの要請により、それを延長して5月7日から5月31日までということで休業を延長するというので措置をしておいたわけなのですが、今般、市内における感染者が発生しない現状や、子供たちの学習や心身の健康の観点というところで、事務局のほうで総合的に判断をいたしまして、十分感染予防に配慮した上で学校を再開していきたいというふうに現在決定しているところでございます。それによりまして、来週の5月18日月曜日より教育活動を再開するという予定でございます。

再開につきましては、段階的というところも検討しまして、18日月曜日、19日火曜日については午前授業並びに給食はここでは行わないということで弁当持参ということのスケジュールになっておりまして、翌20日水曜日から通常授業で、先ほども申し上げましたように、給食も同時に再開というふうな予定であります。なお、中学校の部活動については、当面の間は行わないということで考えていきたいと思っております。

学校再開に当たっては、もう感染予防の徹底を図るところが一番の条件でございまして、新年度の開催に当たっても、これについては各小中学校には徹底した対策を行うということで通知をして指導してきているところでございますが、今回の再開に当たりまして、アからカというところ、感染予防については記載させていただいているところでありますが、消毒や感染予防の対策を徹底して行うということ、また授業においても感染につながるような活動は極力避けて、できるだけリスクの低い教育活動を行っていくということで、各小中学校には指示したところであります。

給食の実施についても、手洗いの徹底や感染防止の策を講じるなど、しっかりと対策を行って実施するようということで連絡をしているところであります。

なお、休業期間が長く続いたというところでもありますので、学習内容について実施できていない部分がございます。昨年度の3

月の臨時休業の際、3月4日から3月23日まで2週間ほど勉強できない時期がございました。その部分も含めて、この再開後に補習などの措置を行うということ、また裏面になりますが、土曜授業の実施や夏季休業の短縮というところも考えていかなければいけないかなというところがございます。

夏季休業の短縮に関しましては、これはあくまでも予定というところに入れております。どういうふうになるかというのは、今後また検討、様々な国や県からの通知等も参考にしながら考えていかなければいけないと思っておりますが、各学校のほうで大体その教育課程のほうの変更をせざるを得ないという状況になっておりますので、今週中、本日、明日等も含めて、来週からの再開に向けてどういうふうなカリキュラムをすればいいのかというところを検討をしっかりとするという指示をしております。

来週からの再開に当たっては、その授業時数の増ということに関しても、しっかりと対策を取って、1学期の終了において感染者が出ないという条件が付きましますけれども、そういう状況ならば、これまでの勉強ができなかった部分をしっかりと補って、当然進路ということで、高校入試やそういう部分もございますので、不利益にならないように学習指導のほうは最低でもしっかりとしていきたいというふうに学校に連絡をしているところでございます。

それについては、各学校での指導の工夫や民間の方々にもご協力いただきながら、補習等も実施していきたいというふうに思っておりますので、裏面に記載したものでございます。

なお、児童の預かりにつきましては、児童クラブのほうの業務についても、学校の再開に伴い、5月18日から通常の時間帯での開所ということでやっていただけるという理解を得ているところでございます。

以上でございます。

教育長

今、事務局のほうからコロナ対策についての基本方針並びに学校再開等についての説明があったわけなのですが、この内容等につきまして、何か委員の皆様からお気付きの点等ありましたらお願いいたします。

大森委員

大森です。

表面の2、具体的な対策の学校再開スケジュールのところなのですけれども、来週の月曜日と火曜日、18日、19日は午前4時間

授業の後に弁当持参というふうになっているのですけれども、これ、弁当持参にした理由というのは何かありますか。

学校教育課長

学校給食が準備的にちょっと難しいという理由が1つございます。また、これまで臨時休業期間中に、児童クラブに登録しているお子さんは児童クラブで一日過ごしたりというような状況でもありましたし、児童クラブに登録されていないお子さんについても、休業期間が長いということで、多くの保護者の方から預かってほしいというような要請もありまして、学校でお預かりしてきたという状況であります。

そういう状況から、昼食を取らないで帰すということも可能ではあるわけなのですけれども、給食の代わりになってしまいますが、弁当持参で食べていただいて、その後の預かりに対しても対応できるようにというようなところで、保護者の方の負担というところもあるわけなのですけれども、こういうふうな判断をさせていただいたということでございます。

教育長

よろしいですか。

大森委員

ありがとうございました。そうすると、その学校の授業が終わった後の預かりとのバランスを考えてという部分で弁当というふうにしたということですね。私が考えていたのは、要はお弁当の時間というか、食事の時間もある意味学習の一環だったわけなのですが、会話もできません、面と向かって駄目ですという中で、変な話、わざわざ弁当を持ってきて食べて帰るといふ、その時間自体ももうリスクに残念ながらなっている現状を考えると、授業が終わったらもう、はい、家に帰って、お昼は家で食べてくださいのほうがいいのかなというふうに思ったので質問させていただきました。

教育長

今、お弁当のことがありましたけれども、今の大森さんの話とはまた逆なのかもしれないけれども、先ほど学校教育課長が言った回答がメインではありますけれども、やはり今まで子供たちが休業ということで、友達同士なかなか会えない感じもあって、いろいろな情報を聞くと、かなり子供たちの中にもストレス的なものもたまっている。それで、弁当を持って積極的に会話をしろとまでは今は言えない時代ではあります。仲よく弁当を食べながら友達同士の交流を図るといふことも1つの意味であります。そういったことで弁当持参ということにしました。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

高橋です。

遅れた授業の分の取り返すところの話で質問なのですが、裏のページになりますでしょうか、夏季休業期間の変更の予定ですか、土曜授業の実施をするかもしれないというお話があったのですが、カリキュラムそのものは学校で検討するように指示をしたというお話があったので、学校に行く日にちは教育委員会で定めるけれども、カリキュラムについては学校にお任せしているということなのでしょうか。そうすると、学校によって人数とか、そのクラスの状況によって、日にちがとても必要な場合とそうでないところがあるかどうかはちょっと分かりませんが、カリキュラムそのものは学校によってばらつきが出てくるということになりますか。

学校教育課長

概ね委員のおっしゃるとおり、カリキュラムについては学校によってばらつきがあるということは認識しております。こちらで示す一定のラインというものは、土曜授業をこの日数で行うというところに行っていただくという予定でおります。これにつきましては、これまでの休業日数の計算をして、どのくらい授業時数が必要かというところは概ね分かっているわけなのですが、これまでもその学校の教育課程については、校長を中心として学校で編成するということになっております。国の学習指導要領の授業時数を満たすというところで編成権がございますので、今まで学校でその基準を満たすことで行うということによってまいりました。それで、様々な形での学校行事が開催されたりとか行われているところであります。

教科の時数等については、あくまでも基準がございますので、それをクリアしなければ、これまでですと未履修であるというふうなことで指摘をされていた過去の経緯もございます。

ただ、今回の新型コロナウイルスの対応につきましては、国の通知内容から見ますと、3月の臨時休業期間中、勉強できなかった部分は、本来ですと必ず勉強しなければいけないということになるわけなのですが、今回はあくまでも緊急事態ということで、終了ということも認めるということにはなっております。

ただし、やはり学習内容の勉強をしていないという部分があるということは、どこの学校でも同様でございますので、しっかりと新年度において補習等を行うことということも、国からも指示されているところであります。その部分をそれぞれの学校の校長のリーダーシップの下、どのような時間割を組んでいけばいいのかというのは、学校で判断していただくということになり

ます。

例えば学校によってはもう数学は全て勉強、2年生は昨年度の方は終わっているという学校もあれば、いや、終わっていないという学校もあるかと思えます。そういう部分で、一概に全て何時間まで平日必ず授業をしろという形は、取れないことはないわけなのですが、それぞれ必要の授業時数というのは各学校で分かっているはずなので、それを十分クリアしていただいて、こちらの指導としては、1学期の終了時点においては、もう全ての学習内容がしっかりと身につけているという状況にしてほしいということで、各学校には通知をする予定であります。

それから、平日の時間割の組み方など、例えば第一小学校などは午前中5コマで、これまでも編成しています。ほかの学校は4時間というような、各学校によってその対応というのは違ったわけなのですが、この期間においては午前中5時間で新たに考え直すとか、様々な対応が考えられるわけですが、その部分に関してはしっかりと今週中に学校のほうで計算をし、教育課程のほうの再編成をするようにということで指示をしたところでございます。

以上でございます。

教育長

よろしいですか。要は、3月の休業から始まって、今回の5月の休業、その間、当然授業等は施せないわけなので、学習できていないところが当然あるわけなんです。学校の通常のカリキュラムでいえば、1学期終わりまではここまでを学習するという部分は決まっているわけですし、もちろんそこには今課長が言ったように、時数という、時間数ですが、それらも伴うわけなのですが、今回のコロナウイルスのことによってやむを得ず休業ということもあって、今までだと標準時数というのが決まっていたのですが、例えば国語であれば何時間、算数であれば何時間はクリアしなさいよと、年間を通してですが。でも、それを下回ってもやむを得ないというような、今そういったふうになってきていますので、ただ、ここでいう土曜授業とか夏休み等の短縮ということである程度の時間を設けて、最初に言ったような、その1学期までの部分についてはどうにかクリアしていけたらいいなど。

だから、そのやり方については今も課長からあったように、それぞれの学校で時間の組み方とかは違うわけですね。なので、その学校の実情に応じながらそれをクリアしていけるようにしていければいいなというような形で捉えています。よろしいです

か。

高橋委員

わかりました。今までも例えばインフルエンザなどで、学級閉鎖になったり、学校がお休みになったりした経験はあったと思うので、その都度、学校ごとに大変ないろいろご苦勞をされて、みんなと並ぶようにやってこられたと思うので大丈夫だとは思いますが、それにしても長過ぎるという休みがあったと思います。

また、もしも今後喜多方市内で発症する子供さんなどが出た場合の対応なども考えると、普通のところに追いつくというのはちょっと難しいのかなと私は思っています。国でも何かこう、数年かけて取り返すというような話がちょっとニュースかな、ニュースでやっていたところも、「新聞にも」の声あり）新聞にも出てあったので、やはり校長先生の一存で決めていくというのは、大変なご苦勞じゃないかなと思いますので、やはり今教育長さんがおっしゃったような柔軟な形で進めてもいいところを、ぜひ保護者の方に理解していただくように、何かしら方法はいろいろ、お手紙を出すとか、研修会をするとか、学期末のPTAのときにやるとか、方法はあると思うので、保護者の方が批判的にならないように、あっちの学校はこれだけやっているというのがどうしても出てしまうので、そこを保護者に理解していただくようなことを何か考えていただきたいと思います。お願いします。

学校教育課長

委員のご指摘は最もだと思いますので、各学校に対しては、とにかく保護者の協力がなければ実施できない緊急事態であるとも認識しておりますので、集会とかはちょっとできない状態でありますので、文書等なり学校だより等でしっかりと保護者への協力というか、学校の体制、スタンス等はしっかりと通知してもらって、ご理解を頂戴したいというふうに考えます。ありがとうございました。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

荒明委員

荒明です。

3月4日以降の空白の部分、1学期の7月31日までというところの期間までに何とかある程度カリキュラムを頑張っただけで済ませようという、そういうお話だったのですが、実際これは、子供たちにとっても先生方にとっても、これから大変になるのだろうなということがとても予想されます。学級の人数の違いだけでなく、発達障害を持ったお子さんたちもいる学級の場合、そういう学級の実態によっても指導が、これまでの指導もなかなか個に



応じた指導というようなことで、担任の先生がすごく苦勞してきたという経過を考えると、これからは短い期間の中で今までできなかった空白の部分埋めていくためには、やはり担任だけではなくそれを支援するような、例えば学習支援員とか生活支援員とか、あるいはボランティアの方々とか、そういうところをもう少し増やしていくとか、その学級の実態にもよるのですが、そういうところを何かこう、募集していくような、そういう手だてがあればいいのかなということを感じました。

以上です。

学校教育課長

こういう事態になってというところで、子供たちの心の面でのケアだったり、発達障害のお子さんに対する教員の指導の負担が増えるというようなところのご指摘だと思いますが、コロナの問題が現在こういう状態になっておりますけれども、今年度、令和2年度のスタートに当たり、学校生活支援員の配置というのを大幅に見直したところであります。これまでそういう発達障害のお子さんがある学校に1人しか支援員が配置できなかった学校などには、市全体のそのニーズというのをしっかりと精査いたしまして、お2人の支援員を配置した学校もございます。また、支援員は必要ないという、該当のお子さんが卒業してしまったとかという学校については、ほかのところに異動していただくというようなことをしまして、できるだけその学校の負担が少なくなるようにというような措置を4月からしております。

また、複式指導に関しまして、複式の学級が何校かあるわけなのですが、県のほうの教員の配置というところで、うまく複式補正の先生が配置できた学校もあるのですが、配置できなかった学校に対しましては、その生活支援員の方で教員免許を持っている方に支援員で新たに異動して配置をさせていただいて、学習指導においても教員の負担が少しでも軽くなるようにというようにすることで措置をした、配置を変更したというようなことで対応したところであります。

今回、休業期間中においては、その支援員の方々については勤務を要しない日ということで、できるだけ再開したときには通常に勤務できるようにということで、予算的にもうまく活用できるようにということで、勤務を控えていただいたところであるわけなのですが、再開に際しては今まで同様に学校のほうに勤務していただくということで、教員の負担が減るような状態にしていきたいというふうに思っているところであります。

荒明委員

どこの学校もこれから手探りの状態で活動が始まっていくのかなと思うので、今までにないことであったので、学校の様子をこれから、新たな課題が出てくるとも考えられますので、それぞれの学校の実態とか把握しながら、できる支援をできるだけ、予算もかかることもあるかもしれませんが、支援を厚くやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

教育長

ありがとうございます。このいわゆる遅れを取り戻すということで、必ず1学期までの間にというか、この土曜授業とか夏休みの短縮を利用して全てクリアしなさいということではないのです。それはもう大変な負担をかけることになってしまう、これは教職員に対しても、子供たちに対しても。だから、極力、いろいろな工夫を凝らして、なるべく回復というか、できるような形を取ってほしい。そんな形で一応進めているということではありません。

今、荒明委員からあったように、その生活支援員とか、いろいろな支援員さんの協力というのもこれから必要にはなってきますので、中でも裏面のウの下にある表のように、これは退職校長会の方々のメンバーなんですね。それで、退職校長会のほうでも、皆さんが皆さんというわけにはいきませんが、いろいろな部分でご協力をお願いしているし、してくださってもいますので、そういった方々のいわゆる尽力もお借りしながら、いろいろな部分で子供たちの、よりよい教育が施されるようにということで、今後もこの辺は我々もいろいろな部分で人材も発掘しながら努めていきたいなというふうに思っています。

ほかにございましたらお願いいたします。

大森委員

大森です。

いわゆるそのコロナの関係なのですけれども、いわゆる第2波、第3波というのは、恐らく来るのだろうと。それがいつになるのかが分からないというような状況なので、正直、そのICTの環境に関しては予算云々かんぬんという部分もあるので、それは一気には難しいかもしれないですけれども、今現場の先生方は恐らくそういう時期がまた来るだろうというのは、一応想定はできていると思うので、いつその授業が中断しても、何とかなるというのはちょっとおかしな言い方ではあるのですけれども、それに備えた上での進行だったりとか、あとは家庭学習のあり方というのも、恐らくはそのコロナの前と今とでは全然違っていると

思うし、親が果たすべき子供への教育、関わり方というのも、やはり変わってきていると思うので、そこはやはり学校のほうから保護者に対して、今後いつ学校がまた休校になるかもしれないので、なるべくここまで進めてくださいというような形での指導と、あとは要は学校のほうから親に対してのその信頼関係を構築する上での情報開示というのはしていただきたいなというふうに思います。

学校教育課長

今ご指摘の点につきまして、まずICTの整備につきましては、なかなか現状では難しいところではありますが、教育長からの指示をもらっているところではありますが、できるだけ早期にタブレット等の配備というのも検討しなくてはいけないというふうに思っているところでもあります。

それぞれの学校で、例えばホームページにYouTubeに体操の動画を載せている学校なども、第一小学校とかもございまして、様々な、こういうふうな家庭プリントをやるといいよというようなことをポータルサイトに記載している学校もありますので、それぞれの学校の努力というのも、この休業期間中しっかりやっていただいているなというふうに思っているところです。

また、委員おっしゃったように、これからの家庭学習というところで、いつまた休業になるか分からないというところではありますが、今回の休業期間中においても、その復習という部分だけではなくて、予習的に自分で進められるような課題の与え方というようなところでやっていただいているところもあります。

先ほど教育長が申し上げたとおり、全てこの期間にやらなければいけないというわけではないわけなのですが、また休業になってしまうことも想定されるというところで、非常に難しいかじ取りではあるのですが、家庭と協力をして子供たちの学習の定着というところは、二人三脚でしっかりやっていっていただくよう指導していきたいというふうに思っております。

なお、今、またいつ感染者が出るか分からないというようなお話がありましたので、市内の小中学校の休業になってしまう場合のマニュアルというものをもう既に作成しております。今お配りしている中身でありますので、その説明をさせていただきたいと思います。

4月21日の小中校長会議のほうで学校のほうには示しているわけなのですが、感染者が市内で確認された場合のマニュアルということで、このような対応をしていきたいと現在は考えている

ところでは。

ケース1、ケース2、ケース3ということで記載しておりますが、ケース1ということでは、児童生徒及び教職員に感染者が確認された場合というところの対応ということで、この場合分けをしております。市内、旧市町村の合併時のグループ、5つの地区を分けて想定ということで、まず考えております。1人の児童生徒や教職員が感染した場合は、その学校そのものが休業ということで、3週間の休業で消毒作業等を行うというようなことで対応をしていきたいと思っております。

同じグループ内というふうな2番の表記になりますが、例えば熱塩加納地区内で2人以上の児童生徒や教職員が感染した場合となりますと、例えば熱塩小と会北中の兄弟の方とか、熱塩小と加納小という、パターンはいろいろあるのですが、そういうような状態になったならば、その地区のグループの学校は全て休校ということで消毒作業というような対応をしていってはどうかというところのマニュアルです。

また、3人以上の児童生徒や教職員が感染した場合というところでの対応については、全市内の小中学校の休校というところになります。家庭内感染なのか、いろいろ状況が3人以上になりますと、ご親戚とかいろいろ可能性はあるわけなので、全市内での対応が必要なのかなというところでは。

ケース2、ケース3におきましても、濃厚接触者が確認された場合、また教職員以外の市民等に感染が確認された場合も、3人以上というような状況になりましたら、全市内の小中学校が休業というところでの対応を検討していきたいと思っておりますので、このような対応で万が一感染者が出た場合はというところのマニュアルとして資料の提示、遅くなりましたが、対応を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

教育長

今お渡ししたプリントの中に、休業3週間と書いてありますが、これはあくまでも目安であります。やはり保健所等の指示・指導を仰ぎながらというふうなので、ただ、単純に考えても3週間は休業は必要であろうということで、今の説明も含めて何かまたございましたらお願ひいたします。

荒明委員

ケース1のほうの3番目のところ、合計3人以上の児童生徒又は教職員が感染した場合と、ここなのですが、これは同じ、例えば同じグループでというか、その場合もですか。

- 学校教育課長 同じグループ内であっても、3人以上ということになれば、全市内小中学校休校という形で考えております。
- 教育長 要は3人以上なのです。グループに限らないです。3人以上感染したらば全て、全校休校ということに。今までのいろいろなニュース等でご存じのように、本当にどこでどういうふうに感染したかというのは分かればいいのですが、分からないケースがあるので、3人感染者が出たということは、かなり複雑な経路があるのだらうと想定されるので、その場合は休校というふうになります。
- 荒明委員 それでは、2番目の同じグループ内で2人以上の児童生徒または教職員が感染した場合とありますけれども、これも3人になる可能性もありますよね、何か変ですよ。2人ですよ。
- 高橋委員 よく分かるケースを示していただいてありがとうございます。こういったことを踏まえながら、日常生活を取り戻していくのがいかに、ものすごく大変なことだと。本当に学校の先生方や保護者の方、生徒さん、児童さんに対してもそうなのですが、これを機会にというのはちょっと変ですけども、いかに自分自身が社会の中の責任のある人間かどうかというのを学ぶ、すごくいいチャンスだと思うんですね。この3人感染したら、また学校が休みになってしまう、そのうちの1人に自分は絶対にならないためにどうしたらいいかというのを、もちろん皆さん考えているとは思いますが、案外、喜多方市は感染している方がいないとはいえ、人が多くいるなという、子供さんを連れてお買い物の方ももちろんいるし、皆さんどういった生活をしていらっしゃるかわちょっと分かりませんが、そういったことを感染者がいないうちに言ったら変なのですけれども、感染した方が出ると個人攻撃のようになってしまうとまずいので、なかなか話題にはできないのですけれども、いないうちに自分自身はどう行動するべきか、それからもしも感染してしまった人が出た場合、どのように対処するのがよいのか、誹謗中傷というのについてはどうなのだろうねみたいな、そういった話を何かの機会にちょっと自分が考えるという機会をぜひ持ってもらいたいなど、学校が忙しくて大変だと言っているときに余計なことを言うのはあれなのですが、これを機会に何か少し前に出ていくというのも、先程のICTの話もありましたけれども、いいチャンスと思ってそういったものも少し考えていただけたらなど、そう強く感じました。

以上です。

学校教育課長

委員ご指摘のとおりだと思います。この休業に関するマニュアルについても、各小中学校には4月の段階で校長には周知しておりますので、学校によっては保護者のほうにもう渡っているものも、部分もあるのかなというふうに考えてはいるのですが、今回の再開に際して、改めて来週、この今お配りした資料について、全保護者の家庭に配布をする予定になっております。

それから、保護者のほうにも感染予防というところが、学校の継続ということにはしっかり重要な部分だということ、学校からも周知していただきたいと思っておりますし、各児童生徒への指導についても、委員のおっしゃるように、いじめや誹謗中傷ということにならないような人権教育の部分についても力を入れていかなければいけないなというふうに考えております。

以上でございます。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

あと、もう一つ心配していることは、やはり例年5月の連休明けですとか、長いお休み、夏休みなどの後などに、子供さんが心にちょっと問題を抱えて不登校になったり、それから結果的に、全国的な例なのですけれども、自殺に追いやられてしまったりと、追い詰められてしまったりということが、例年の統計でそういう時期が危ないというのがあるので、特にこの時期、今年はいつもと違うことなので、今までそうだからこうだということはいえないとは思いますが、非常に心配しているところです。家庭の環境や保護者の仕事などにも大きな変化があったわけなので、子供さんたちの心の持ち方というか、そういった変化にもちょっと心配するところがあります。

何かそういったことで報告、何かそういった事例とかそういうところは特にないでしょうか。今のところでいいのですが。

学校教育課長

私どももこの休業に伴う児童生徒の心身の負担といいますか、学習内容の遅れ等に対する将来の不安とか、いろいろ様々な子供たちの心のひずみといいますか、そういうものも十分ケアしなくてはいけないなというふうに考えておるところです。その部分も含めまして、学校のほうには学級担任を中心として教育相談をしっかりするというような指示もしております。また、必要に応じてはスクールカウンセラー等の活用というところも連携を図っていかなければいけないかなというところで、その部分も学校には周知しております。

現状については、まだ今休校中でありますので、来週再開してからの児童生徒の様子把握ということにもなるかなと思います。委員おっしゃったように、その連休明けに段々と問題行動が出てくるという部分もございますが、これは一例なので、全部がこうだというわけではないのですけれども、逆に市内の中学校においては、不登校の生徒が登校日に出てきたというような例も聞いております。

ですから、子供たちのその心の中というのは、なかなか把握することは難しいわけなのですけれども、通常と違う現状、中学3年生などは進路や部活動ができないというところで、様々な悩みと申しますか、これからどうなるのかというような不安なところもあるのかなというふうに思っておりますので、市として今年度、不登校児童生徒への対応というところで不適應教室の開催というところも、もともと当初予算のほうで計上して実施したいというふうな予定もしておりましたので、再開後の児童生徒の現状について、各学校の状況をしっかりと把握して、一人一人の対応をしっかりと行っていきたいと考えております。

教育長

よろしいでしょうか。本当にコロナで大変な時期ではあるのですが、学習面でいうと、いろいろ出てくるような不安とか、それに伴う対応等もあるのですけれども、今言われているのが、よくICTという部分で言われています。いわゆる双方向での学習が成り立つという部分だろうと思います。そういった部分も含めて考えていかなければいけない。

ただ、私が言ったらおかしいかもしれないけれども、分かっていたきたいのは、それぞれの学校が今ものすごく努力しているんですよ。先程課長が言ったように、ある学校では自分の学校のホームページを使って、動画を先生方が作って、そして子供たちという例もある。もちろんプリント学習等の課題の工夫は当然しているわけなのですが、一概にプリント学習といっても、本当にノート作りから含めた形での指導もあるし、復習だけではなくて、予習も含めた形でのそういった形のプリントもあるだろうし、すごく学校は努力していると。ましてや子供たちが修学旅行、遠足、それから運動会等が1学期なくなってしまったわけですので、そういった意味でも、高橋委員が言うように、子供たちの心のケアというか、その心の位置というか、その辺も不安であるし、今後の子供たちの行動についてもやはり不安感がある。だから、なるべくそういった子供たちにとって楽しみにしている行事が

1学期なくなったから、その代わりになるものを学校で工夫しようということで、これもみんな努力しているんですね。確かに修学旅行を同じようにはできないけれども、校内のもしくは学年でこういう楽しいことをできたよというようなことをやってくれたというようなことで、非常にそれぞれの学校が知恵を凝らしながら頑張っているところであります。

ただ、高橋委員が言うように、これからの子供として何かこう、自殺も含めてですが、生徒指導上のやはり課題という部分では、我々は今から注意して見ていかなければいけないし、それなりのやはり指導はしていかなければいけないのだろうなというふうに思いますし、学校のほうにもそのことは伝えているのですが、ただ、人間の、これは私の言うことではないのかもしれない、人間の学ぶ力って、この期間休んだからこの期間がすぽっと抜けるのではないので、そこがいわゆる人間のすごさというか、自分の経験を言うと、私、小学校3年生のとき2か月学校を休みました、骨を折って。5年のときにも1か月半休みました、骨折って。2回とも柿の木から落ちたのですが、恥ずかしい話ですけども、その間、抜けているかといったら全然抜けていないんですよね、不思議なんですよ。かといって補習したかという、補習した覚えなんか全然ないです。でも、人って、だから総合的に学ぶものだから、どこかでそのことに気付いて、やはり何かで学んじやって、それが人間の学びのすごさだと。だから、そういった人間を信じるということも必要なのかなと、逆に今だから私は強く感じます。

だから、我々は施せることはなるべく施して頑張るけれども、でもあなたたちも頑張れよ、信じているからねという、そういう部分が今必要なのだろうというふうに強く思うのですけれども、そんなことで対応できたらいいなと。

それで、さっきも出たように、またいつ休業になるか分かりません。だから、その準備も踏まえて今学校はいろいろな部分で整えている。我々もそれに協力して力を貸しながら頑張っていけるといいなというふうに思っています。ちょっと余計なことを言いましたが、すみません。

ほかにございますか。

大森委員

今までのお話も含めてではあるのですけれども、個人的には、学校のほうが感染防止の観点からすると安全なんじゃないかなと僕は思うんですね。多分いろんなところをこうやって手が触れ



るところはもう消毒、ばんばんばんしているわけじゃないですか。ですから、あと子供の行動範囲というのは、正直、小中学生を考えれば、たかが知れているわけですよ。自分で車を運転できるわけでもないわけですから。子供が発生源というよりは、どちらかというといわね保護者とか、あとは先生方とかという、そういう学校以外のところからウイルスが来てしまうということを見ると、学校というのは決して危険な場所ではないんだという、この間ちょっとある小さいお子さんと話をしたときに、今は学校は危ないから行けないんだというふうに、ああ、そうなんだ、そうだよねと思ったけれども、よくよく考えると、学校が危険じゃなくて、人が集まるのが、ウイルスが危険なだけであって、学校は決して危険な場所じゃないんだということは、むしろその普通の施設というか、よりも嚴重にもう感染防止しているんだというのは、学校から保護者に対してぜひご理解をいただく。安心してお子さんを出してくださいと。

加えて、言わなくちゃいけないのは、学校のほうから言うのもちょっとあれですけども、むしろご家庭、勤務先、お買い物、そっちのほうが、むしろ大人の行動のほうが危ないので、我々も注意するので、ぜひ保護者の方もそこは本当に念入りに手洗いするとかというのを徹底していただければ、学校はずっと安全な状態が続いていきますからというような、ちょっと強いメッセージは各学校のほうから保護者に対して発したほうがいいのかというふうに思っています。

以上です。

教育長

ありがとうございます。全くそのとおりだと思いますね。学校教育課長、いいですか。（「はい」の声あり）いいですか。やはりそういうようなメッセージというか、こちらからも送る必要があるし、その辺でもやはり地域と一体感を持ってという部分はすごく大切になってくるのかなというふうに思っています。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

また、コロナについては先行き不透明な部分がたくさんあるということで、是非こう、変更点等ありましたら、いろんな機会にお知らせしたいと思います。

そのほかに何かありますか。

高橋委員

3月末から今にかけて、ちょっと学校の環境が大きく変わっていることも含めて、学校の適正規模・適正配置のスケジュールな

どに何か大きな変更などはございますか。

学校教育課長

学校の適正規模・適正配置の検討について、昨年度の計画でいきますと、令和元年度末ぐらいには実施計画をお出ししたいというような予定でいたわけなのですけれども、コロナの現状というものもありまして、庁内の会議等も今開催できないという状況になっております。ですから、コロナのこの状況が終息に向かうとか、いい方向に向かうということになれば、今後、庁内での会議の再開、また審議会の開催というところになるかと思っておりますけれども、現状ではちょっと今、開催時期がまだはっきりお示しできない状況でありますので、事務局のほうでしっかりと案を作成を続けていきたいと思っておりますので、そういう審議等が再開できるようになりましたら、しっかりとしたものがご提示できるように準備していきたいと考えているところでございます。

教育長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

では、9番の連絡事項に移りたいと思います。では、連絡事項で何か事務局からありましたら。

教育総務課長

では、例年5月下旬に開催しております耶麻支会の総会でございますけれども、こちらにつきましては、一堂に会して総会を行うということは現状からちょっと難しいということで、紙面開催、紙ベースの開催というふうにさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。5月下旬をめどに皆様の方に令和元年度の決算や予算、令和2年度の予算や行事予定などについての書類を送付させていただきまして、紙面で可否の判断をしていただくこととなりますので、対応方よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

高橋委員

すみません、先程からICTの話が何回か出るのですが、私は学校からのいろいろなサービスという言い方はよくないかもしれませんが、そういったことというのは、全ての子供や家庭が同じものが受けられなくてはいけないだろうというのがやはり基本的にあると思うので、その環境が整っていない方というのはどのぐらいいるのかというのが全く分からずに話をやれやれというのもちよっとあれなので、その辺がもし分かれば次回でいいので、次回かその先でもいいので、どんな感じなのだろうか。私が思っているよりもみんなのほうが進んでいるとは思いますが

ども、全くそういった環境がないという方についてどのくらいいるか、ちょっと調べていただきたいと思います。

学校教育課長

私どもも掌握していないところが現状でございました。こういうICTなりオンライン授業の需要・要望というのもしっかり感じておりましたので、それぞれの児童生徒のご家庭の環境が整わないという部分があります。休校措置をしていたところで、保護者等への確認もできなかったという状況でありましたので、来週以降、学校再開になりましたならば、何らかの形で掌握はしたいというふうに思っているところです。

なお、そういうふうに数字的に何%が環境がないというふうに分かったと仮にしたとしても、本来、こちらで準備するものとしては、レンタルできる通信モバイルサービスのようなものなども必要なかなということも検討していかなくちゃいけないのかなど。全く環境がないお子さんにも当然同じような状況で同じような勉強ができるようにというところも十分検討していかねればいけないことかなと考えております。

教育長

今あったように、家庭の事情ということで逃げるわけにはいかない部分がありますので、そういった環境が整っていない子供でも、やはりタブレット端末、それからスマホ、そういう自由にできる、家でもね、そんなふうな中身を整えてやれたらいいなということで、今いろいろ検討しているところです。

高橋委員

すみません、もう一つその件で、以前喜多方市はメディアとの付き合い方というのを一生懸命やっていた時期がありまして、ご家庭の中には、小学生の間ではそういった環境には触れさせないという方も多分恐らくまだいらっしゃるかなとちょっと思っていて、その手の平を返すように、環境がありますかと聞くのもちょっと申し訳ないという、何か喜多方市が進めてきたノーメディアというのは何だったんだということになるので、その辺はとてもデリケートだと思うので、何か保護者のご理解をいただけるような形で是非、ノーメディア・ノーゲームというのは、その勧めというのは、やはり理解をして使うということが大事だと思うので、その辺がちょっと難しいなと思っているので、よろしくお願ひします。

教育長

喜多方市で進めているのは、いわゆるそういった機器を使うなということではなくて、ノーメディアデーというのもあったし、メディアセレクトというのは、要は、それぞれの中学生区単位で一生懸命そういう部分については活動しているのですが、基本は

今の子供たちに禁止するというのは不可能だろうと。だから、使い方をきちんと考えてもらうような、そういった指導をしようということで、これはどこの中学校区でも同じなので、だからそういった中なので、たしか今までの取り組みとは全くそれを否定するようなことではないし、それをまだ駄目だということではないので、今までの取り組みは取り組みとしてこれからもやはり生き続ける、そういう部分があります。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、連絡事項もこれで終わります。

それでは、ただいまをもちまして、令和2年5月の教育委員会定例会のほうを閉じたいと思います。ありがとうございました。

終了時刻は、午前11時45分ということでお願いいたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前11時45分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐